

弓削地域交流センターの利用について

施設の申込方法

1. 申込受付時間（電話申込可）
午前8時30分から午後5時15分まで
（消防業務の都合により、受付できないことがありますのでご了承下さい）
2. 受付開始時期
各施設（大ホール・第1会議室・第2会議室）の予約は、原則利用する月の3ヵ月前の1日から受け付けます。
3. 利用時間・期間
（1）地域交流センターは年中無休です。但し、都合により臨時休館とする場合があります。ご了承ください。
（2）各施設の利用時間は、原則午前8時30分から午後10時迄です。準備及び後片づけに要する時間は、使用時間の中に含めて申し込んでください。
（3）同一申請者による連続の利用は5日間を限度とします。

申込みからご利用まで

1. 利用許可願の提出
（1）「地域交流センター利用許可願」に必要事項を記入し、提出してください。
（許可願は役場及び消防本部に置いてあります）
（2）利用許可願は、施設の予約毎（月毎）に1部、提出してください。
2. 利用許可
「地域交流センター利用許可書」を受付時に発行します。
（都合により、施設利用日に発行する場合があります）
3. 利用当日
責任者又は申込者は、消防本部受付にて利用を必ず申し出てください。また、終了時も終了した旨、お伝えください。

利用許可できない場合

以下の場合、ご利用をご遠慮させて頂くことがありますので、ご了承ください。

- （1）公序良俗を乱すおそれがあるとき。
- （2）施設の管理運営上、支障があると認められるとき。
- （3）営利を目的とするとき。
- （4）利用許可の条件に違反したとき。
- （5）その他、管理者が利用を不相当と認めるとき。

参加費の有無や催しなどの名称にかかわらず物品販売、商品説明、商談、勧誘、従業員募集等、これらに類した内容の利用はいずれも許可できません。また、葬儀についても利用許可できません。

利用時の注意事項

- （1）ゴミ（生ゴミ等）は必ずお持ち帰りください。
- （2）室内での火気使用及び危険物の持ち込みは禁止です。
- （3）施設内での喫煙はできません。
- （4）各施設内での飲食・飲酒は可能ですが、公の施設ですので節度を持った利用を心がけてください。但し、申込内容によっては、利用許可出来ない場合もありますので、ご了承ください。
- （5）使用後は清掃（トイレも含む）し、各施設内の机や椅子のレイアウトを変更された場合は、利用後は原状に回復してください。
- （6）施設・備品等を汚損、破損、または紛失したときは、損害を賠償して頂きます。
- （7）電灯、エアコン等のスイッチは使用后、必ず責任者が確認してください。
- （8）必要な物品（事務用品、茶葉、布巾、ゴミ袋等）は持参してください。
- （9）1階は消防用施設となっています。事務所、車庫等には許可なく立ち入らないようお願いいたします。

問い合わせ先

上島町消防本部（消防署）（電話番号 0897-77-4118 代表）